

厚生労働省は3月31日、令和元(2019)年「賃金構造基本統計調査」を発表した。それによると、一般労働者の月額平均賃金(賞与、残業代除く)は、30万7,700円(前年比0.5%増)、男性では33万8,000円(同0.1%増)、女性では25万1,000円(同1.4%増)となり、男性を100とした男女間賃金格差は過去最少の74.3となったことが明らかとなった。調査は、全国の主要産業。労働者の賃金実態を、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数別等に明らかにすることを目的として、毎年6月分の賃金等について7月に調査を実施している。

賃金が男女計と女性で過去最高に

男女計の一般労働者の月額賃金は、30万7,700円(年齢43.1歳、勤続12.4年)、男性33万8,000円(年齢43.8歳、勤続13.8年)、女性25万1,000円(年齢41.8歳、勤続9.8年)となっている。賃金を前年と比べると、男女計は0.5%、男性では0.1%、女性では1.4%それぞれ増加しており、男女計と女性の賃金は過去最高となった。

また、男女間賃金格差(男性=100)は、74.3となり、前年(73.3)より1.0ポイント縮小して、比較可能な昭和51(1976)年以降で過去最少となった。厚労省担当者は、「男性は中高年層で賃金が減り全体の伸びが鈍く、女性は構成比率の高い卸小売で伸びたことが背景にある」としている。

年齢階級別の賃金を前年と比べると、男性では、44歳以下の各層で増加しているが、45歳以上では、60~69歳層を除いて減少している。特に、45

~49歳(前年比1.1%減)、50~54歳(同0.5%減)、55~59歳(同0.7%減)の中高年層の減少が目立つ。一方、女性では、19歳以下、70歳以上を除くいずれの年齢階級層でも増加しており、50~54歳(同1.9%増)、60~64歳(同3.1%増)、65~69歳(同2.2%増)で伸びが大きい。

女性は卸小売業で高い伸び

主な産業別に賃金の対前年増減率を見ると、男性では、教育、学習支援業(前年比2.8%増)、サービス業(他に分類されないもの)(同2.7%増)で伸びが大きい半面、金融業、保険業(同1.8%減)、建設業(同1.1%減)では減少率が高くなっている。

一方、女性では、運輸業、郵便業(同2.9%減)を除き、いずれの業種でも対前年で賃金が伸び、サービス業(他に分類されないもの)(同3.8%増)、卸売業、小売業(同3.5%増)の伸びが目立っている。

正社員・正職員以外の賃金も増加

雇用形態別の賃金を見ると、男女計では、正社員・正職員が32万5,400円(前年比0.5%増、年齢42.0歳、勤続13.0年)に対し、正社員・正職員以外は21万1,300円(同0.9%増、年齢48.9歳、勤続9.1年)となっている。

男女別に見ると、男性では、正社員・正職員が35万1,500円(同0.1%増)に対し、正社員・正職員以外は23万4,800円(同1.0%増)、女性では、正社員・正職員が26万9,400円(同1.5%増)に対し、正社員・正職員以外は18万9,100円(同0.6%増)となった。

短時間労働者は全産業で1,000円超

短時間労働者の1時間当たり賃金は、男女計1,148円(前年比1.8%増)、男性1,207円(同1.5%増)、女性1,127円(同2.0%増)となっている。

主な産業別に1時間当たり賃金の伸びを見ると、男性では、製造業(対前年1.8%増)、宿泊業、飲食サービス業(同1.8%増)で高くなっている。女性では製造業(同3.0%増)、医療、福祉(同2.4%増)、卸売業、小売業(同2.2%増)で伸びが大きくなっている。

また、前年で1,000円未満だった女性の製造業が1,025円(前年995円)になり、男女とも全産業で1時間当たりの賃金が1,000円を超えた。

外国人の賃金水準は一般労働者の約7割

今回調査から、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(平成30年12月25日)を踏まえ、外国人労働者の賃金を集計している。

それによると、一般労働者のうち外国人労働者の月額賃金は22万3,100円で、一般労働者の7割程度の水準にあたる。主な在留資格区分別に見ると、専門的・技術的分野(特定技能を除く)が32万4,300円、身分に基づくものが24万4,600円、技能実習が15万6,900円となっている。

短時間労働者のうち外国人労働者の1時間当たり賃金は1,068円で、専門的・技術的分野(特定技能を除く)が1,882円、身分に基づくものが1,122円、技能実習が977円、留学(資格外活動)が1,026円となっている。(調査部)